## 公益財団法人愛媛の森林基金緑の募金交付事業実施要領

(趣旨)

- 第1 この要領は、公益財団法人愛媛の森林基金緑の募金交付事業実施要綱(以下「要綱」 という。)第2条に規定する交付事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (交付事業の種別等)
- 第2 要綱第2条第2項に規定する交付事業の種別及び内容は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、国又は県の補助、助成等の対象とならないものとする。
  - (1) 森林整備事業

森林整備事業は、自発的な植林、下刈りや除間伐等森林作業活動を通じて、県民の森林づくりへの参画意識を高めることを目的に、森林ボランティアの育成等を通じ、森林整備を促進する次の事業とする。

ア、企業の森林づくり促進事業

企業等の自発的な参画による持続的な森林づくり活動を「企業との協定」に基づき、森林の整備を実施又は促進する事業とする。

(2) 緑化推進事業

緑化推進事業は、地域住民の居住周辺の環境緑化の造成を図ることを目的に、イベントの開催や青少年等の育成を通じて、努めてボランティア活動により緑化を促進する次の事業とする。

ア、緑の少年団等育成事業

緑の少年団及びボーイスカウト・ガールスカウト等を対象に、団体活動を通じて 行われる緑化活動や自然愛護活動又は活動発表大会を行う事業とする。

イ、巨樹名木保全事業

地域の巨樹又は名木を後世に残すために保護、育成を行う事業とする。

ウ、公共施設等緑化事業

学校、病院、公民館、社会福祉施設、公園等、地域住民の生活に密着した公共施設等の環境緑化を行う事業、及び地域における独自の目的に基づく緑化の造成、整備又は普及啓発活動を行う事業とする。

(応募方法)

第3 要綱第3条に規定する申請書を作成し理事長に提出する。

(応募期限)

第4 応募期限は、事業の着手時期に応じ、次表のとおりとする。

ただし、予算限度額に達しない場合は追加募集を行う。

応募期限	事業の着手時期		
募集開始日~2月20日	4月1日~5月末日までに着手を行う予定の事業		
募集開始日~4月末日	6月1日以降に着手を行う予定の事業		

(交付団体の決定)

第5 交付団体については、選定を厳正かつ公平に行うため、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号)」に基づいて設置している「公益財団法人 愛媛の森林基金運営協議会」において審議のうえ決定するものとする。

(交付事業の変更承認申請)

第6 要綱第5条第1項第2号の理事長が交付事業の変更承認申請を必要と認める場合とは、事業の目的に影響を及ぼす事業内容の大幅な変更等とする。

(実績報告等)

- 第7 要綱第5条に規定する被交付団体は、要綱第7条に定める実績報告書に、次に掲げる書類を添えて理事長に提出するものとする。
  - (1) 事業実施状況写真
  - (2) その他理事長が必要と認める書類

(事業の検査)

- 第8 交付事業の検査は、地区駐在員が行うものとする。
- 2 検査員は、検査の結果について、緑の募金交付事業検査復命書(別紙様式)を理事長に提出するものとする。

(その他)

- 第9 この要領の施行に関しては、所管の県地方局長の指導を受けるものとする。
- 2 要綱に基づいて提出する書類の提出部数は、正副2部(緑の少年団等育成事業にあっては1部)とする。
- 3 要綱に定める様式を電子メールで提出する場合、地区駐在員は公益財団法人 愛媛の森林基金事務担当者、その他関係職員に送付(BCC 不可)すること。
- 4 緑の少年団等育成事業の実施においては、第8及び第9第1項の規定は適用しないものとする。
- 5 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成8年度の事業から適用する。

附 則 (平成9年3月5日)

この要領は、平成9年度の事業から適用する。

附 則 (平成10年2月25日)

この要領は、平成10年度の事業から適用する。

附 則 (平成11年5月10日)

この要領は、平成11年度の事業から適用する。

附 則 (平成13年3月28日)

この要領は、平成13年度の事業から適用する。

- 附 則 (平成14年5月29日)
- この要領は、平成 14 年度の事業から適用する。 附 則 (平成 15 年 4 月 21 日)
- この要領は、平成 15 年度の事業から適用する。 附 則 (平成 18 年 4 月 3 日)
- この要領は、平成 18 年度の事業から適用する。 附 則 (平成 19 年 3 月 14 日)
- この要領は、平成 19 年度の事業から適用する。 附 則 (平成 24 年 1 月 23 日)
- この要領は、平成 24 年度の事業から適用する。 附 則 (平成 24 年 4 月 2 日)
- この要領は、平成 24 年度の事業から適用する。 附 則 (平成 25 年 2 月 1 日)
- この要領は、平成 25 年度の事業から適用する。 附 則 (平成 30 年 4 月 1 日)
- この要領は、平成30年度の事業から適用する。 附 則 (令和4年1月5日)
- この要領は、令和4年度の事業から適用する。 附 則 (令和7年1月17日)
- この要領は、令和7年度の事業から適用する。

## 緑の募金交付事業検査復命書

年 月 日

公益財団法人愛媛の森林基金	
理事長	様

検査者 地区駐在員氏名 即

- 1. 事業科目名
- 2. 事業主体名

3. 事業経費等 (単位:円)

O. 17/KILE (1					
	事業経費	交付金額	備考		

## 4. 事業内容

項目	金額	内 容
計		

## 5. 苗木本数·参加人数等

苗の植付		苗の配布		森林整備(ha)※			参加人数		
苗木	草花	苗木	草花	植え 付け	下刈り	徐間伐	その他	植樹 活動	イベント

※およその値で問題ありません。不明の場合は空欄でお願いします。

6. 検査年月日

年 月 日

7. 検査意見